

○南あわじ市中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付要綱

令和2年7月6日

告示第80号

改正 令和2年12月18日告示第107号

改正 令和3年4月1日告示第61号

改正 令和4年4月1日告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の中小企業者等が企業力アップを図るため、自主的、かつ、主体的に実施する新型インフルエンザ特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染防止・予防の観点を踏まえた新たなビジネス、サービス導入等の事業に対し、予算の範囲内で市が交付する南あわじ市中小企業者等企業力アップ促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、南あわじ市補助金等交付規則（平成17年南あわじ市規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める会社及び個人（以下「中小企業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと
- (2) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市内の中小企業者等が企業力アップを図るために行う新たな事業展開、人材育成等の事業とする。

- 2 事業の実施に必要な業務は、市内業者に発注すること。ただし、求める

研修又は備品及び設置工事を行う者が市内にいない場合はこの限りではない。

(補助対象経費及び補助金)

第4条 補助対象経費及び補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助対象経費のうち、公租公課、消費税、地方消費税その他市長が不相当と認めるものは、補助対象としない。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 国及び兵庫県が実施する同種の事業で交付対象となった経費は、補助の対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業者等企業力アップ促進事業計画書(様式第2号)
 - (2) 見積書(経費の内訳が明記されている書類)の写し
 - (3) 申請者が法人の場合にあつては、法人の履歴事項証明書の写し
 - (4) 申請者が個人の場合にあつては、開業届の写し又は営業形態が確認できる書類の写し
 - (5) 中小企業者等企業力アップ促進事業補助金承諾書(様式第3号)
 - (6) 中小企業者等企業力アップ促進事業補助金誓約書(様式第4号)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 交付申請は、同一年度内において1事業者あたり1回に限り申請することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があつたときは、審査及び必要に応じて行う現地調査等により、相当と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)する。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成す

るため、必要があるときは条件を付すものとする。

- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、申請を取り下げるときは、中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付決定辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、中小企業者等企業力アップ促進事業補助金変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更の場合は、変更申請を必要としない。

- (1) 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合

- (2) 補助対象経費の区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合

- (3) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合

- 3 市長は、第1項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を中小企業者等企業力アップ促進事業補助金変更承認通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、速やかに中小企業者等企業力アップ促進事業実績報告書（様式第9号）に、請求書及び領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、中小企業者等企業力アップ促進事業補助金額確定通知書（様式第10号）に補助事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示及び規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした

帳簿等を備え、かつ、その証拠となる書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月6日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則 (令和2年告示第107号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第5条第2項の規定は、令和2年10月15日から適用し、同日前に第10条に規定する額の確定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の南あわじ市中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の南あわじ市中小企業者等企業力アップ促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額等
1 設備、機器等の購入又は改修に要する経費 2 報償費 3 外部委託費 4 賃借料 5 消耗品費 6 宣伝広告費 7 その他補助事業の実施に市長が必要と認める 経費	3分の2以内 補助限度額50万円

備考

補助対象経費は、明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注、納品、支払い等の金額、時期、内容等が確認できるものとする。